

用語の解説

1 人口

- (1) 国勢調査で調査した人口は、調査年の10月1日午前零時現在（以下「調査時」という。）の人口（昭和20年の人口を掲載している場合は、同年11月1日午前零時現在で行われた人口調査による人口）です。
- (2) 日本国に常住する外国者は、基本的に調査の対象としましたが、次の者は調査の対象から除外しています。
- ア 外国政府の外交使節団・領事機関の構成員（随員を含む。）及びその家族
 - イ 外国軍隊の軍人・軍属及びその家族
- (3) 調査した人口は「常住人口」です。常住人口とは、調査時に常住している場所で調査する方法（常住地方式）による人口をいいます。ここで「常住している」とは、当該住居に3か月以上にわたって住んでいるか、又は住むことになっていることをいい、3か月以上にわたって住んでいる住居又は住むことになっている住居のない者は、調査時にいた場所に「常住している」とみなしています。

2 面積・人口密度

- 面積は、国土交通省国土地理院が公表した各年10月1日現在の「全国都道府県市区町村別面積調」によっています。
- 人口集中地区の面積は、総務省統計局において測定したものです。ただし、全域が人口集中地区となる市区町村の面積は、上記の「全国都道府県市区町村別面積調」によっています。
- 人口密度は面積1km²当たりの人口をいいます。

3 人口性比

女性100人に対する男性の数をいいます。

〈算出式〉

$$\text{人口性比} = \frac{\text{男性人口}}{\text{女性人口}} \times 100$$

4 年齢

(1) 年齢

令和2年9月30日現在の満年齢を基に集計しています。なお、令和2年10月1日午前零時に生まれた人は0歳としています。

(2) 平均年齢

〈算出式〉

$$\text{平均年齢} = \frac{\sum (\text{年齢 (各歳)} \times \text{各歳別人口})}{\text{各歳別人口の合計 (年齢「不詳」を除く。)}} + 0.5$$

※ 平均年齢に0.5を加える理由

国勢調査では、9月30日現在の満年齢（誕生日を迎えるごとに1歳を加える年齢の数え方）を用いて集計しています。

つまり、9月30日現在でX歳と0日の人も、X歳と364日の人も同じX歳として集計しています。そこで、平均年齢を算出する際、X歳と0日から364日までの人がいることを考慮し、平均である半年分（0.5歳）を加えているものです。

(3) 年齢3区分別人口、年齢構造指数

0～14歳人口を「年少人口」、15～64歳人口を「生産年齢人口」、65歳以上人口を「老年人口」といい、年齢構造指数は以下のとおり算出します。

〈算出式〉

$$\text{年少人口指数} = (0\sim14\text{歳人口}) \div (15\sim64\text{歳人口}) \times 100$$

$$\text{老年人口指数} = (65\text{歳以上人口}) \div (15\sim64\text{歳人口}) \times 100$$

$$\text{従属人口指数} = (0\sim14\text{歳人口} + 65\text{歳以上人口}) \div (15\sim64\text{歳人口}) \times 100$$

$$\text{老年化指数} = (65\text{歳以上人口}) \div (0\sim14\text{歳人口}) \times 100$$

5 配偶関係

届出の有無にかかわらず、実際の状態により、次のとおり区分しています。

区分	内容
未婚	まだ結婚したことのない者
有配偶	届出の有無に関係なく、配偶者のある者
死別	配偶者と死別して独身の者
離別	配偶者と離別して独身の者
不詳	未回答などにより配偶関係が判断できない場合

6 教育

(1) 在学か否かの別

学校に在学しているか否かによって次のとおり区分しています。

区分	内容
卒業者	学校を卒業して、在学していない人
在学者	在学中の人
未就学者	在学したことのない人又は小学校を中途退学した人

「学校」とは、小学校、中学校、高等学校、義務教育学校、中等教育学校、短期大学、大学、高等専門学校、特別支援学校（盲学校、ろう学校、養護学校）など学校教育法第1条にいう学校（幼稚園を除く。）及びこれらに準ずる学校をいい、国立・公立・私立、夜間・昼間の別、教育制度の新旧は問いません。

ただし、予備校、洋裁学校、料理学校、会話学校や、職員・社員の研修所、講習所、養成所、訓練所などは、ここでいう学校には含みません。

(2) 最終卒業学校の種類

最終卒業学校の種類により次のとおり区分しています。なお、中途退学した人は、その前の卒業学校を最終卒業学校としています。

区分	学校の例
小学校	【新制】小学校 義務教育学校の前期課程 特別支援学校（盲学校・ろう学校・養護学校）の小学部
	【旧制】国民学校の初等科 尋常小学校
中学校	【新制】中学校 義務教育学校の後期課程 中等教育学校の前期課程 特別支援学校（盲学校・ろう学校・養護学校）の中学校部
	【旧制】高等小学校 国民学校の高等科 通信講習所普通科 青年学校普通科 実業補習学校

高校・旧中	【新制】高等学校 中等教育学校の後期課程 特別支援学校（盲学校・ろう学校・養護学校）の高等部 准看護師（婦）養成所 高等学校卒業程度認定試験の合格者
	【旧制】高等学校尋常科 対等中学校 高等中学校予科 高等女学校 実業学校（農業・工業・商業学校など） 師範学校予科又は師範学校一部（3年修了のもの） 通信講習所高等科 鉄道教習所中東部・普通部（昭和24年までの卒業者） 青年学校本科
短大・高専	【新制】短期大学 高等専門学校 都道府県立の農業者研修教育施設 看護師（婦）養成所 専門職短期大学
	【旧制】高等学校高等科 大学予科 高等師範学校 青年学校教員養成所 図書館職員養成所 高等通信講習所本科
大学	大学 水産大学校専門学科・専攻科 防衛大学校本科 防衛医科大学校医学科・看護学科 放送大学全科履修生 気象大学校大学部 専門職大学 職業能力開発総合大学校の長期課程（平成11年4月以降）
大学院	大学院 専門職大学院 水産大学校研究科 防衛大学校研究科 防衛医科大学校医学研究科 放送大学修士全科生

専修学校・各種学校については、入学資格や修業年数により、以下のとおり区分しています。

専修学校・各種学校		学校区分
専修学校専門課程 (専門学校)	新高卒を入学資格とする修業年限4年以上のもの	大学
	新高卒を入学資格とする修業年限2年以上4年未満のもの	短大・高専
専修学校高等課程 (高等専修学校)	中学卒を入学資格とする修業年限3年以上のもの	高校・旧中
各種学校	新高卒を入学資格とする修業年限2年以上のもの	短大・高専
	中学卒を入学資格とする修業年限3年以上のもの	高校・旧中

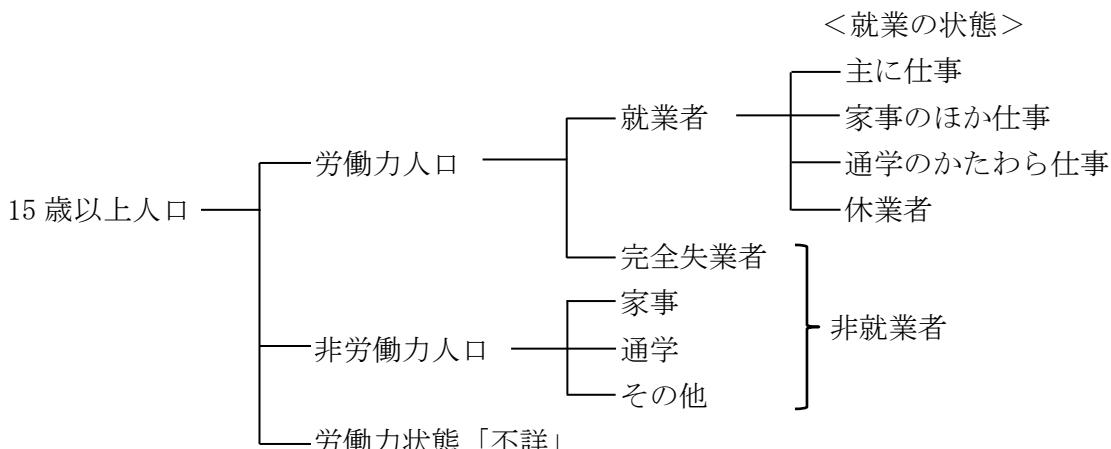
(3) 在学学校・未就学の種類

在学者を在学学校の種類により、「(2) 最終卒業学校の種類」で分類した「小学校」、「中学校」、「高校」、「短大・高専」、「大学」、「大学院」の6つに区分しています。

7 労働力状態・労働力率

(1) 労働力状態

15歳以上の者について、調査年の9月24日から30日までの1週間（以下「調査週間」という。）に「仕事をしたかどうかの別」により、次のとおり区分したものです。



区分	内容
労働力人口	就業者及び完全失業者
就業者	<p>調査週間中、賃金、給料、諸手当、営業収益、手数料、内職収入など収入（現物収入を含む。）を伴う仕事を少しでもした者</p> <p>なお、収入を伴う仕事を持っていて、調査週間中、少しも仕事をしなかつた人のうち、次のいずれかに該当する場合は就業者としています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 勤めている人が、病気や休暇などで休んでいても、賃金や給料をもらうことになっている場合や、雇用保険法に基づく育児休業基本給付金や介護休業給付金をもらうことになっている場合 ② 事業を営んでいる人が、病気や休暇などで仕事を休み始めてから 30 日未満の場合 <p>また、家族の人が自家営業（個人経営の農業や工場・店の仕事など）の手伝いをした場合は、無給であっても、収入を伴う仕事をしたこととして、就業者に含めています。</p>
主に仕事	主に勤め先での仕事や自家営業などの仕事をしていた場合
家事のほか仕事	主に家事などをしていて、そのかたわら、例えばパートタイムでの勤め、自家営業の手伝い、賃仕事など、少しでも収入を伴う仕事をした場合
通学のかたわら仕事	主に通学していて、そのかたわら、例えばアルバイトなど、少しでも収入を伴う仕事をした場合
休業者	<ul style="list-style-type: none"> ① 勤めている人が、病気や休暇などで休んでいても、賃金や給料をもらうことになっている場合や、雇用保険法に基づく育児休業基本給付金や介護休業給付金をもらうことになっている場合 ② 事業を営んでいる人が病気や休暇などで仕事を休み始めてから 30 日未満の場合
完全失業者	調査週間中、収入を伴う仕事を少しもしなかつた者のうち、仕事に就くことが可能であって、かつ、ハローワーク（公共職業安定所）に申し込むなどして積極的に仕事を探していた者
非労働力人口	調査週間中、収入を伴う仕事を少しもしなかつた者のうち、休業者及び完全失業者以外の者
家事	自分の家で主に炊事や育児などの家事をしていた場合
通学	主に通学していた場合
その他	上のどの区分にも当てはまらない場合（幼児・高齢者など）
労働力状態「不詳」	未回答などにより労働力状態が判定できない場合

《注意点》

「通学」には、小学校・中学校・高等学校・義務教育学校・高等専門学校・短期大学・大学・大学院のほか、予備校・洋裁学校などの各種学校・専修学校に通っている場合も含みます。

(2) 労働力率

15 歳以上人口（労働力状態「不詳」を除く。）に占める労働力人口の割合のことをいいます。

〈算出式〉

$$\text{労働力率} (\%) = \frac{\text{労働力人口}}{15 \text{ 歳以上人口} (\text{労働力状態「不詳」を除く。})} \times 100$$

8 従業上の地位

就業者について、調査週間にその人が仕事をしていた事業所における地位によって、以下のとおり区分したものです。

区分	内容
雇用者	会社員・工員・公務員・団体職員・個人商店の従業員・住み込みの家事手伝い・日々雇用されている人・パートタイムやアルバイトなど、会社・団体・個人や官公庁に雇用されている人で、次にいう「役員」でない人
正規の職員・従業員	勤め先で一般職員又は正社員と呼ばれている人
労働者派遣事業所の派遣社員	労働者派遣法（「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」）に基づく労働者派遣事業所に雇用され、そこから派遣されている人
パート・アルバイト・その他	<ul style="list-style-type: none">・就業の時間や日数に関係なく、「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれらに近い名称で呼ばれている人・専門的職種に従事させることを目的に契約に基づき雇用され、雇用期間の定めのある「契約社員」や、労働条件や雇用期間に関係なく、勤め先で「嘱託職員」又はそれに近い名称で呼ばれている人
役員	会社の社長・取締役・監査役、団体・公益法人や独立行政法人の理事・監事などの役員
雇人のある業主	個人経営の商店主・工場主・農業主などの事業主や開業医・弁護士などで、雇人がいる人
雇人のない業主	個人経営の商店主・工場主・農業主などの事業主や開業医・弁護士・著述家・家政婦などで、個人又は家族とだけで事業を営んでいる人
家族従業者	農家や個人商店などで、農仕事や店の仕事などを手伝っている家族
家庭内職者	家庭内で賃仕事（家庭内職）をしている人
従業上の地位「不詳」	未回答などにより従業上の地位が判定できない場合

9 産業

就業者について、調査週間中にその人が実際に仕事をしていた事業所の主な事業の種類によって分類したものをいいます（調査期間中「仕事を休んでいた人」については、その人がふだん仕事をしている事業所の主な事業の種類）。

国勢調査に用いている産業分類は、日本標準産業分類を国勢調査に適合するように集約して編成したもので、分類の詳しさの程度により、大分類、中分類、小分類があります。

令和2年調査の産業分類は、平成25年10月に改定された日本標準産業分類を基に再編成したもので、大分類が20項目、中分類が82項目、小分類が253項目となっています。

報告書等では、産業大分類を3区分に集約している場合がありますが、その区分は次のとおりです。

区分	内容	
第1次産業	A 農業、林業	B 漁業
第2次産業	C 鉱業、採石業、砂利採取業 D 建設業	E 製造業
第3次産業	F 電気・ガス・熱供給・水道業 G 情報通信業 H 運輸業、郵便業 I 卸売業、小売業 J 金融業、保険業 K 不動産業、物品賃貸業 L 学術研究、専門・技術サービス業	M 宿泊業、飲食サービス業 N 生活関連サービス業、娯楽業 O 教育、学習支援業 P 医療、福祉 Q 複合サービス事業 R サービス業（他に分類されないもの） S 公務（他に分類されるものを除く）

10 職業

就業者について、調査週間中、その人が実際に従事していた仕事の種類によって分類したものをいいます（「休業者」（調査週間中仕事を休んでいた人）については、その人がふだん実際に従事している仕事の種類）。

なお、従事した仕事が二つ以上ある場合は、その人が主に従事した仕事の種類によっています。

令和2年国勢調査に用いた職業分類は、日本標準職業分類（平成21年12月設定）を基に再編成したもので、12項目の大分類、57項目の中分類、232項目の小分類から成っています。

11 居住期間

世帯の世帯員が現在の場所に住んでいる期間をいい、「出生時から」、「1年未満」、「1年以上5年未満」、「5年以上10年未満」、「10年以上20年未満」、「20年以上」、居住期間「不詳」に区分しています。

なお、現在の場所に住み始めてから、転勤、旅行などのため3か月以上にわたる不在期間がある場合は、その不在期間の後、現在の場所に戻ってきてからの期間が居住期間となります。

12 5年前の常住地

世帯の世帯員が5年前にふだん居住（常住）していた市区町村を言います。

令和2年調査では、平成27年10月1日（前回調査時）に常住していた市区町村について調査し、5年前から調査時までの当該地域への転入状況を、以下の区分などで表章しています。

また、5年前には当該地域に常住していたが、転出し、令和2年調査時には他の地域に常住していた人は「5年前の常住者」として、当該地域の結果表に表章しています。

なお、平成12年以前の調査では5歳以上の人のみ集計していましたが、22年以降の調査では、5歳未満の人についても出生後に常住していた場所を調査し、集計しています。

区分	内容	
常住者（現住地による人口）	(a)	当該地域に常住している人口 $(a) = (b) + (e) + (h) + (i) + (j) + (k) + (l)$
現住所	(b)	常住者のうち、5年前の常住地が「現在と同じ場所」の者
移動あり（5年前の常住市区町村「不詳」を除く）	(c)	常住者のうち、5年前の常住地が「現在と同じ場所」以外の者
国内から	(d)	常住者のうち、5年前の常住地が「同じ区・市町村内の他の場所」の者及び「他の区・市町村」の者
自市町村内から	(e)	常住者のうち、5年前の常住地が「同じ区・市町村内の他の場所」の者及び21大都市の常住者のうち、5年前の常住地が「他の区・市町村」で、住んでいた場所が現在の常住地と同じ市内の他区の者
自治区内から	(f)	21大都市の常住者のうち、5年前の常住地が「同じ区・市町村内の他の場所」の者
自市内他区から	(g)	21大都市の常住者のうち、5年前の常住地が「他の区・市町村」で、住んでいた場所が現在の常住地と同じ市内の他区の者
県内他市町村から	(h)	常住者のうち、5年前の常住地が「他の区・市町村」で、住んでいた場所が現在の常住地と同じ都道府県内の他市町村の者
他県から	(i)	常住者のうち、5年前の常住地が「他の区・市町村」で、住んでいた場所が現在の常住地と別の都道府県の者
国外から	(j)	常住者のうち、5年前の常住地が「外国」の者
5年前の常住市区町村「不詳」	(k)	常住者のうち、5年前の常住地が「他の区・市町村」で済んでいた場所（市区町村）が不詳の者
（再掲）転入	(m)	5年前は当該地域以外に常住していたが、現在は当該地域に常住している者 全国 (m) = (j) 都道府県 (m) = (i) + (j) 市町村 (m) = (h) + (i) + (j) 区 (m) = (g) + (h) + (i) + (j)
5年前の常住者（5年前の常住地による人口）	(n)	5年前に当該地域に常住していた人口（5年前の常住地が「外国」の者は含まない） 全国 (n) = (b) + (e) + (h) + (i) + (k) 都道府県 (n) = (b) + (e) + (h) + (r) 市町村 (n) = (b) + (e) + (q) + (r) 区 (n) = (b) + (f) + (p) + (q) + (r)

移動あり（国内）	(o)	5年前の常住者のうち、5年前の常住地が「現在と同じ場所」以外の者（5年前の常住地が現住所とは異なる者） 全国 (o) = (e)+(h)+(i)+(k) 都道府県 (o) = (e)+(h)+(r) 市町村 (o) = (e)+(q)+(r) 区 (o) = (f)+(p)+(q)+(r)
うち自市内他区へ	(p)	21 大都市の5年前の常住者のうち、現在の常住地が5年前の常住地と同じ市内の他区の者
うち県内他市町村	(q)	5年前の常住者のうち、現在の常住地が5年前の常住地と同じ都道府県の他市町村の者
うち他県へ	(r)	5年前の常住者のうち、現在の常住地が5年前の常住地と別の都道府県の者
(再掲) 転出	(s)	5年前は当該地域に常住していたが、現在は当該地域以外に常住している者 全国 — 都道府県 (s) = (r) 市町村 (s) = (q)+(r) 区 (s) = (p)+(q)+(r)

13 通勤者・通学者

「通勤者」とは、従業の場所が常住の場所（自宅）と異なる就業者をいいます。

「通学者」とは非労働力人口のうち、調査週間中、学校に通っていた者をいいます。また、ふだん学校に通っている人であっても、調査週間中、収入を伴う仕事を少しでもした人については、ここにいう「通学者」とはせず、「就業者」としています。

14 従業地・通学地

就業者が従業している又は通学者が通学している場所をいい、以下の区分などで表章しています。

区分		内容
常住地による人口（夜間人口）	(a)	当該地域に常住している人口 $(a) = (b) + (c) + (f) + (k)$
従業も通学もしていない	(b)	常住者のうち、労働力状態が「完全失業者」「家事」「その他」の者
自市区町村で従業・通学	(c)	常住者のうち、従業地が「自宅」又は従業地・通学地が「同じ区・市町村」の者 $(c) = (d) + (e)$
自宅で従業	(d)	常住者のうち、従業地が「自宅」の者
自宅外の自市区町村で従業・通学	(e)	常住者のうち、従業地・通学地が「同じ区・市町村」の者
他市区町村で従業・通学	(f)	常住者のうち、従業地・通学地が「他の区・市町村」の者 $(f) = (g) + (h) + (i) + (j)$
自市内他区で従業・通学	(g)	21 大都市の常住者のうち、従業地・通学地が「他の区・市町村」で、通勤・通学の場所が常住地と同じ市内の他区の者
県内他市区町村で従業・通学	(h)	常住者のうち、従業地・通学地が「他の区・市町村」で、通勤・通学の場所が常住地と同じ都道府県内の他市町村の者
他県で従業・通学	(i)	常住者のうち、従業地・通学地が「他の区・市町村」で、通勤・通学の場所が常住地と別の都道府県の者
従業・通学市区町村「不詳・外国」	(j)	常住者のうち、従業地・通学地が「他の区・市町村」で、通勤・通学の場所（市区町村）が不詳及び外国の者
従業地・通学地「不詳」	(k)	常住者のうち、従業地・通学地が不詳の者（労働力状態が「不詳」の者を含む）
(再掲) 流出人口	(l)	当該地域から当該地域以外へ通勤・通学している者 都道府県 (l)=(i) 市町村 (l)=(h)+(i) 区 (l)=(g)+(h)+(i)
従業地・通学地による人口（昼間人口）	(m)	「常住地による人口」から「流出人口」を除き、「流入人口」を加えたもの 全国、区 (m)=(b)+(c)+(j)+(k)+(o)+(p)+(q) 都道府県 (m)=(b)+(c)+(g)+(h)+(j)+(k)+(q) 市町村 (m)=(b)+(c)+(g)+(j)+(k)+(p)+(q) 例) 横浜市の昼間人口 =横浜市の夜間人口 - 横浜市からの流出人口 + 横浜市への流入人口 A区の昼間人口 = A区の夜間人口 - A区からの流出人口 + A区への流入人口
うち他市内町村に常住	(n)	通勤・通学者のうち、常住地が従業地・通学地と異なる市区町村の者 $(n) = (o) + (p) + (q)$
自市内他区に常住	(o)	21 大都市の通勤・通学者のうち、常住地が従業地・通学地と

		同じ市内の他区の者
県内他市町村に常住	(p)	通勤・通学者のうち、常住地が従業地・通学地と同じ都道府県内の他市町村の者
他県に常住	(q)	通勤・通学者のうち、常住地が従業地・通学地と別の都道府県の者
うち従業地・通学地「不詳」又は従業・通学市区町村「不詳・外国」で当地に常住している者	(r)	従業地・通学地が不詳の者（労働力状態が「不詳」の者を含む）又は従業地・通学地が「他の区・市町村」で、通勤・通学の場所（市区町村）が不詳及び外国の者のうち、当地に常住している者
(再掲) 流入人口	(s)	当該地域以外から当該地域へ通勤・通学している人口 都道府県 (s)=(q) 市町村 (s)=(p)+(q) 区 (s)=(o)+(p)+(q)
昼夜間人口比率	(t)	夜間人口 100 人当たりの昼間人口の比率 (昼夜間人口比率(t)=昼間人口(m) ÷ 夜間人口(a) × 100)

《注意点》

- ① ここでいう従業地とは、就業者が仕事をしている場所のことですが、例えば、外務員、運転者などのように雇われて戸外で仕事をしている人については、所属している事業所のある市区町村を、船の乗組員（雇用者）については、その船が主な根拠地としている港のある市区町村をそれぞれ従業地としています。
- ② 夜間勤務の人、夜間学校に通っている人も便宜、昼間勤務、昼間通学とみなして昼間人口に含んでいます。ただし、この昼間人口には、買物客などの非定的な移動は考慮していません。
- ③ この従業地・通学地については、昭和 30 年調査では、就業者についてのみ、事業所の所在地（従業地）を調査しており、通学地の調査は行っていません。また、昭和 35 年以降の調査は従業地・通学地とも調査していますが、35 年及び 40 年調査は自宅就業者と自宅外の自市区町村内就業者を区別して調査していません。
- ④ 昼間人口は昭和 35 年調査から算出していますが、35 年及び 40 年調査では、通学者の出入りを計算する際に、15 歳以上の者に限っており、この点が 45 年調査以降と異なっています。
また、昭和 55 年調査から平成 17 年調査まで、従業地・通学地の集計では、年齢「不詳」の者を集計対象外としていましたが、22 年、27 年及び令和 2 年調査では、年齢「不詳」の者も集計対象としています。

15 世帯の種類

昭和 60 年以降の調査では、世帯を次のとおり「一般世帯」と「施設等の世帯」に区分しています。

区分	内容
一般世帯	ア 住居と生計を共にしている人の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者（ただし、これらの世帯と住居を共にする単身の住み込みの雇人については、人数に関係なく雇主の世帯に含めています。）
	イ 上記の世帯と住居を共にし、別に生計を維持している間借りの単身者又は下宿屋などに下宿している単身者
	ウ 会社・団体・商店・官公庁などの寄宿舎、独身寮などに居住している単身者
施設等の世帯	寮・寄宿舎の学生・生徒 学校の寮・寄宿舎で起居を共にし、通学している学生・生徒の集まり (世帯の単位：棟ごと)
	病院・療養所の入院者 病院・療養所などに、すでに 3か月以上入院している入院患者の集まり (世帯の単位：棟ごと)
	社会施設の入所者 老人ホーム、児童保護施設などの入所者の集まり (世帯の単位：棟ごと)
	自衛隊営舎内居住者 自衛隊の営舎内又は艦船内の居住者の集まり (世帯の単位：中隊又は艦船ごと)
	矯正施設の入所者 刑務所及び拘置所の被収容者並びに少年院及び婦人補導院の在院者の集まり (世帯の単位：建物ごと)
	その他 定まった住居を持たない単身者や陸上に生活の本拠（住所）を有しない船舶乗組員など (世帯の単位：一人一人)

なお、昭和 60 年以降における一般世帯、施設等の世帯の区分と、55 年以前での普通世帯、準世帯との対応関係は以下のとおりです。

	一般世帯	施設等の世帯
普通世帯	<input type="radio"/> 住居と生計を共にしている人の集まり <input type="radio"/> 一戸を構えて住んでいる単身者	
準世帯	<input type="radio"/> 間借り・下宿などの単身者 <input type="radio"/> 会社などの独身寮の単身者	<input type="radio"/> 寮・寄宿舎の学生・生徒 <input type="radio"/> 病院・療養所の入院者 <input type="radio"/> 社会施設の入所者 <input type="radio"/> 自衛隊営舎内居住者 <input type="radio"/> 矯正施設の入所者 <input type="radio"/> その他

16 世帯主・世帯人員

(1) 世帯主

国勢調査における世帯主とは、収入の多少、住民基本台帳の届出等に關係なく、各世帯の判断によっています。

(2) 世帯人員

世帯を構成する人（世帯員）の数をいいます。

17 世帯の家族類型

一般世帯を、その世帯員の世帯主との続柄により、次のとおり区分した分類をいいます。

区分	内容
A－親族のみの世帯	二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にある世帯員のみからなる世帯
B－非親族を含む世帯	二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にない人がいる世帯
C－単独世帯	世帯人員が一人の世帯
世帯の家族類型「不詳」	世帯の家族類型が判定できない世帯

また、親族のみの世帯については、その親族の中で原則として最も若い世代の夫婦とその他の親族世帯員との関係によって、次のとおり区分しています。

区分	
1 核家族世帯	
(1) 夫婦のみの世帯	
(2) 夫婦と子供から成る世帯	
(3) 男親と子供から成る世帯	
(4) 女親と子供から成る世帯	
2 核家族以外の世帯	
(5) 夫婦と両親から成る世帯	
[1] 夫婦と夫の親から成る世帯	
[2] 夫婦と妻の親から成る世帯	
(6) 夫婦とひとり親から成る世帯	
[1] 夫婦と夫の親から成る世帯	
[2] 夫婦と妻の親から成る世帯	
(7) 夫婦、子供と両親から成る世帯 ¹⁾	
[1] 夫婦、子供と夫の親から成る世帯	
[2] 夫婦、子供と妻の親から成る世帯	
(8) 夫婦、子供とひとり親から成る世帯 ¹⁾	
[1] 夫婦、子供と夫の親から成る世帯	
[2] 夫婦、子供と妻の親から成る世帯	
(9) 夫婦と他の親族（親、子供を含まない）から成る世帯	
例) 世帯主夫婦と世帯主の祖母から成る世帯	
(10) 夫婦、子供と他の親族（親を含まない）から成る世帯	
例) 世帯主夫婦と配偶者のない世帯主の子供と世帯主の祖母から成る世帯 ²⁾	
(11) 夫婦、親と他の親族（子供を含まない）から成る世帯 ¹⁾	
[1] 夫婦、夫の親と他の親族から成る世帯	
例) 世帯主夫婦、世帯主の親と世帯主の兄弟姉妹から成る世帯	
[2] 夫婦、妻の親と他の親族から成る世帯	
(12) 夫婦、子供、親と他の親族から成る世帯 ¹⁾	
[1] 夫婦、子供、夫の親と他の親族から成る世帯	
例) 世帯主夫婦と配偶者のない世帯主の子供、世帯主の親と世帯主の祖母から成る世帯 ²⁾	
[2] 夫婦、子供、妻の親と他の親族から成る世帯	
(13) 兄弟姉妹のみから成る世帯 ※昭和45年及び50年調査は、(14)に含んでいる	
例) 配偶者のない世帯主と世帯主の兄から成る世帯 ²⁾	
(14) 他に分類されない世帯	
例) 配偶者のない世帯主と世帯主の祖母から成る世帯 ²⁾	

※[1]、[2]の分類は、平成7年調査から用いています。

1) 夫の親か妻の親か特定できない場合を含みます。

2) ここでいう「配偶者のない」とは、同じ世帯の中に配偶者となる世帯員がいない場合です。

18 3世代世帯

「3世代世帯」とは、世帯主との続き柄が、祖父母、世帯主の父母（又は世帯主の配偶者の父母）、世帯主（又は世帯主の配偶者）、子（又は子の配偶者）及び孫の直系世代のうち、三つ以上の世代が同居していることが判定可能な世帯をいい、それ以外の世帯員がいるか否かは問いません。

したがって、4世代以上が住んでいる場合も含みます。また、世帯主の父母、世帯主、孫のように、子（中間の世代）がいない場合も含みます。一方、叔父、世帯主、子のように、傍系の3世代で構成する世帯は含みません。

19 住居の種類

一般世帯について、住居を次のとおり区分しています。

区分	内容
住宅	一つの世帯が独立して家庭生活を営むことができる建物(完全に区画された建物の一部を含みます。) 一戸建ての住宅はもちろん、アパート、長屋などのように独立して家庭生活を営むことができるような構造になっている場合は、区画ごとに1戸の住宅となります。
住宅以外	寄宿舎・寮など生計を共にしない単身者の集まりを居住させるための建物や、病院・学校・旅館・会社・工場・事務所などの居住用でない建物なお、仮小屋など臨時応急的に造られた住居などもこれに含まれます。
住居の種類「不詳」	未回答などにより住居の種類が判定できない場合

20 住宅の所有の関係

住宅に居住する一般世帯について、住宅の所有の関係を、次のとおり区分しています。

区分	内容
主世帯	「間借り」以外の次の5区分に居住する世帯
持ち家	居住する住宅がその世帯の所有である場合 なお、所有する住宅は登記の有無を問わず、また、分割払いの分譲住宅などで支払が完了していない場合も含みます。
公営の借家	その世帯の借りている住宅が、都道府県営又は市（区）町村営の賃貸住宅やアパートであって、かつ「給与住宅」でない場合
都市再生機構・公社の借家	その世帯の借りている住宅が、都市再生機構又は都道府県・市区町村の住宅供給公社・住宅協会・開発公社などの賃貸住宅やアパートであって、かつ「給与住宅」でない場合
民営の借家	その世帯の借りている住宅が、「公営の借家」、「都市再生機構・公社の借家」及び「給与住宅」でない場合
給与住宅	勤務先の会社・官公庁・団体などの所有又は管理する住宅に、職務の都合上又は給与の一部として居住している場合 ※家賃の支払の有無を問わず、また、勤務先の会社又は雇主が借りている一般の住宅に住んでいる場合も含みます。
間借り	他の世帯が住んでいる住宅（「持ち家」、「公営の借家」、「都市再生機構・公社の借家」、「民営の借家」、「給与住宅」）の一部を借りて住んでいる場合

21 持ち家の割合

住宅に住む一般世帯に占める持ち家（世帯数）の割合です。

〈算出式〉

$$\text{持ち家の割合} (\%) = \frac{\text{持ち家に住む一般世帯数}}{\text{住宅に住む一般世帯数}} \times 100$$

22 住宅の建て方

各世帯が居住する住宅の建て方を、次のとおり区分しています。

区分	内容
一戸建	1 建物が 1 住宅であるもの なお、店舗併用住宅の場合でも、1 建物が 1 住宅であればここに含みます。
長屋建	二つ以上の住宅を一棟に建て連ねたもので、各住宅が壁を共通にし、それぞれ別々に外部への出入口をもっているもの いわゆる「テラスハウス」も含みます。
共同住宅	棟の中に二つ以上の住宅があるので、廊下・階段などを共用しているものや二つ以上の住宅を重ねて建てたもの ※ 1 階が店舗で、2 階以上が住宅になっている建物も含みます。 ※ 建物の階数及び世帯が住んでいる階により「1・2 階建」、「3～5 階建」、「6～10 階建」、「11～14 階建」、「15 階建以上」に 5 区分しています。
その他	上記以外で、例えば、工場や事務所などの一部に住宅がある場合

23 母子世帯・父子世帯

(1) 母子世帯

未婚、死別又は離別の女親と、その未婚の 20 歳未満の子供のみから成る一般世帯をいいます。

(2) 父子世帯

未婚、死別又は離別の男親と、その未婚の 20 歳未満の子供のみから成る一般世帯をいいます。

(3) 母（父）子世帯（他の世帯員がいる世帯を含む）※平成 22 年調査から表章

「母子世帯」及び「父子世帯」に、未婚、死別又は離別の女（男）親と、その未婚の 20 歳未満の子供及び他の世帯員から成る一般世帯を含めた世帯をいい、世帯内の最も堺世代の親と子供により判定しています。

《注意点》

母子世帯・父子世帯についての統計表は、昭和 55 年調査から利用できますが、55 年及び 60 年調査での母子世帯及び父子世帯の女親又は男親には未婚を含めていません。

24 65 歳以上世帯員の単独世帯・夫 65 歳以上、妻 60 歳以上の夫婦のみの世帯

(1) 65 歳以上世帯員の単独世帯

65 歳以上の人一人のみの一般世帯を言います。

(2) 夫 65 歳以上、妻 60 歳以上の夫婦のみの世帯

夫 65 歳以上、妻 60 歳以上の夫婦 1 組のみの一般世帯をいいます。

なお、平成 27 年までは（1）を「高齢単身世帯」、（2）を「高齢夫婦世帯」と表記していました。

25 国籍

令和 2 年調査では、国籍を「日本」のほか、外国人について以下のように区分しています。

12 か国－「韓国、朝鮮」、「中国」、「フィリピン」、「タイ」、「インドネシア」、「ベトナム」、

「インド」、「ネパール」、「イギリス」、「アメリカ」、「ブラジル」、「ペルー」、「その他」

中区分（28 か国と 1 地域）－過去 3 回分の国勢調査（平成 17～27 年国勢調査）における、その国籍を有するものが 2,000 人以上いる国

詳細区分（195 区分）－令和 2 年 10 月 1 日現在の日本承認国

なお、二つ以上の国籍を持つ人については、以下のとおりです。

(1) 日本と日本以外の国の両方の国籍を持つ人－「日本」

(2) 日本以外の二つ以上の国籍を持つ人－調査票の国名欄に記入された国

26 人口集中地区（D I D）

国勢調査基本単位区及び基本単位区内に複数の調査区がある場合は調査区（以下「基本単位区等」という。）を基礎単位として、①原則として人口密度が1平方キロメートル当たり4,000人以上的基本単位区等が市区町村の境域内で互いに隣接して、②それらの隣接した地域の人口が国勢調査時に5,000人以上を有するこの地域を「人口集中地区」とします。

なお、人口集中地区は「都市的地域」を表す観点から、学校・研究所・神社・仏閣・運動場等の文教レクリエーション施設、工場・倉庫・事務所等の産業施設、官公庁・病院・療養所等の公共及び社会福祉施設のある基本単位区等で、それらの施設の面積を除いた残りの区域に人口が密集している基本単位区等又はそれらの施設の面積が2分の1以上占める基本単位区等が上記①の基本単位区等に隣接している場合には、上記①を構成する地域に含めます。

人口集中地区は、平成2年調査までは、国勢調査の調査員が担当する地域である調査区を基に設定してきましたが、7年調査からは基本単位区を基にしています。